

成年後見制度のしくみ

成年後見制度には、既に判断能力が十分でない場合に利用できる「法定後見制度」と、判断能力が十分でなくなったときのためにあらかじめ後見人を定めておく「任意後見制度」があります。

法定後見制度

法定後見制度は、ご本人の判断能力の程度に応じて、**補助** **保佐** **後見** の3つに支援内容が分かれます。それぞれの制度の概要は次のとおりです。

		補助	保佐	後見
要件	対象者の判断能力	精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害等）により事理を弁識する能力が不十分な方	精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な方	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方
	医師による鑑定	原則として不要	原則として必要	原則として必要
開始手続	申立権者	本人、配偶者、四親等内の親族、成年後見人等、成年後見監督人等、検察官、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、市区町村長		
	本人の同意	必要	不要	不要
名称	本人	被補助人	被保佐人	成年被後見人
	保護者	補助人	保佐人	成年後見人
	監督人	補助監督人	保佐監督人	成年後見監督人
同意権・取消権	付与の対象	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為（民法13条1項所定の行為の一部）	民法13条1項所定の行為、及び申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為	日常生活に関する行為以外の行為
	付与の審判	必要	不要	不要
	本人の同意	必要	不要	不要
	取消権者	本人、補助人	本人、保佐人	本人、成年後見人
代理権	付与の対象	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為		財産に関する全ての法律行為
	付与の審判	必要	必要	不要
	本人の同意	必要	必要	不要
成年後見人等の責務		本人の意思の尊重、本人の心身の状態及び生活の状況に配慮する義務		

●申立ての流れ

申立て

ご本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立書などの書類を提出します。

審判手続き

家庭裁判所は、申立書類やご本人、申立人に面接するなどして、調査や問合せを行います。ご本人の判断能力について鑑定が行われることもあります。

審判

家庭裁判所が成年後見人等や後見内容を決定します。
必要に応じ、成年後見人等を監督する監督人が選ばれることもあります。

告知・通知

本人、申立人及び成年後見人等に選ばれた人に、審判の結果が告知又は通知されます。

成年後見登記

法務局に登記されます。戸籍には記載されません。